平成２９年９月３０日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
産業保健理事　　濱名　哲郎

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

標記の件につきまして、神奈川労働局より、神奈川県医師会を通じ通知がございましたので、お知らせ致します。なお、詳細が必要な方は鎌倉市医師会 事務局までご連絡ください。また、ホームページにもアップロードしておりますのでご覧ください

２９神医９００号
平成29年９月６日

郡市医師会長　殿

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして神奈川労働局より本職宛てに周知依頼がまいりましたのでご送付いたします。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であることを踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成29年７月20付け神労発基0720第12号「平成29年度（第68回）全国労働衛生週間の実施については」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別紙のとおり実施すべく各労働基準監督署あて通知しております。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
保険医療学術課　担当：深澤
横浜市中区富士見町３－１
TEL045(241)7000　FAX 045(241)1464
E-mail　y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

神労発基 0821 第 2 号
平成 29 年 8 月 21 日

(公社) 神奈川県医師会　　会長　殿

神奈川労働局長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置(以下「事後措置等」という。)の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度から全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」(以下「強化月間」という。)と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年 7 月 20 日付け神労発基 0720 第 12 号「平成 29 年度(第 68 回)全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別紙のとおり実施すべく各労働基準監督署長あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

神医受
第 1524 号
29.8.23
神奈川県医師会

別 紙

神労発基0821第2号
平成 28年 8月 21日

各 労働基準監督署長 殿

神奈川労働局長
（公印省略）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

標記について、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から別添１のとおり指示されたので、下記にも留意した上、標記強化月間中の指導等に遺漏なきを期されたい。

別添１の指示を踏まえて、局(労働基準部 健康課)においても、別添２のとおり関係機関･団体に通知(添付省略)したので併せて了知されたい。

なお、別添１の通達 記の１における標記強化月間中の集団指導、個別指導等の取組状況に関する報告方については別途指示する。

記

１．健康増進普及月間について

「職場の健康診断実施強化月間」同期間は、「健康増進普及月間」でもあり、別添４のとおり実施要綱が公表され、中央･地方で各種イベント等の取組が行われる予定であるので、「健康増進普及期間」実施要綱及び同期間中の取組についても、機会のある都度、周知を図ること。

２．(公社)全国労働衛生団体連合会 平成29年度「心とからだの健康推進運動」の実施(依頼)について

「職場の健康診断実施強化月間」に呼応し、(公社)全国労働衛生団体連合会においても同期間中に「心とからだの健康推進運動」が実施される予定で別添３のとおり依頼を受けているので、同「心とからだの健康推進運動」についても、機会のある都度、周知を図ること。

別添1

基安発0815第1号
平成29年8月15日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
（　公　印　省　略　）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところである。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成29年7月10日付け基発0710第5号「平成29年度（第68回）全国労働衛生週間の実施について」により示されているところであるが、特に本年度の強化月間の取組については、下記により推進されたい。

なお、別記のとおり、関係団体宛て通知しているので了知されたい。

記

1　事業場に対する集団指導、個別指導等について

（1）対象事業場

ア　強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場

イ　強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

（2）指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

ア　健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底

イ　健康診断結果の記録の保存の徹底

ウ　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

エ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

オ　小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

カ　平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知

（3）指導等を実施する上での留意点

ア　安全分野に限った内容を予定としているものも含め、安全衛生に係る全ての集団指導、個別指導等を対象とすること。

なお、指導等の対象事業場の選定に当たっては、小規模事業場における定期健康診断等の実施率が低いという統計調査結果があることを考慮すること。

イ　（2）のア、イ及びウについては、特に個別指導時においては、できる限り具体的に実施状況の確認を行い、適切な実施について指導を行うこと。

また、派遣労働者については、派遣労働者以外の労働者と異なり、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、指導等に当たっては、以下の事項に留意すること。

（ア）　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。

（イ）　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認し、必要な指導を行うこと。

（ウ）　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うよう指導すること。

ウ　（2）のエについては、平成24年5月9日付け基発0509第7号「特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について」に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について周知に努めること。

エ　（2）のオについては、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、その活用の勧奨等も行うこと。

2　事業場に対する周知について

１の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置等の実施に係る周知や指導等を行うこと。

（１）　局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。

（２）　産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。

（３）　労働災害防止団体、労使関係団体、自治体に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。

別　記

基安発 0815 第 2 号
平成 29 年 8 月 15 日

中央労働災害防止協会会長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 6 号「平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発 0815 第 3 号
平成 29 年 8 月 15 日

＜別記＞関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 7 号「平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

＜別記＞
建設業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長

基安発 0815 第４号
平成 29 年８月 15 日

＜別記＞関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 29 年７月 10 日付け厚生労働省発基安 0710 第１号「平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

＜別記＞
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
公益財団法人産業医学振興財団理事長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長

別添2

〔神奈川県内の以下の関係機関･団体あての通知は添付を省略しています。〕

＝ 神奈川県内の関係機関･団体 ＝

(公社) 神奈川労務安全衛生協会　会長
建設業労働災害防止協会　神奈川支部長
陸上貨物運送事業災害防止協会　神奈川県支部長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会　神奈川総支部長

(公社)　神奈川県医師会
(一社)　神奈川県歯科医師会
(公社) 神奈川県病院協会
神奈川県健康管理機関協議会〔(公財) 神奈川県予防医学協会 内〕
(独) 労働者健康安全機構　神奈川産業保健総合支援センター

別添3

全 衛 連発第５７号
平成２９年８月４日

各　労働局 労働基準部
　　健康課長・健康安全課長　殿

公益社団法人　全国労働衛生団体連合会
会　長　　紀　　陸

平成２９年度「心とからだの健康推進運動」の実施について(依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全衛連においては毎年９月、厚生労働省、中央労働災害防止協会の後援を得まして「心とからだの健康推進運動」を実施しております。

今年度におきましても、「平成２９年度心とからだの健康推進運動実施要綱」(別紙)に基づき、『健診を　受けて見直す生活習慣　ストレスチェックで心も健康』を運動標語にして、９月１日から９月３０日までの１カ月間、全国一斉に健康診断ならびにメンタルヘルス対策の重要性についての普及啓発運動を実施してまいります。

つきましては、本運動のための「啓発用リーフレット」をお送りしますので、関係事業場等に周知していただきますよう、よろしくお願いします。

平成２９年度「心とからだの健康推進運動」実施要綱

１．趣　旨

第１２次労働災害防止計画(平成 25 年度策定)の健康確保・職業性疾病対策において、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙対策が重点として示されました。また、計画を推進するに当たっては、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を８０％以上とするなどの数値目標も掲げられました。

全衛連は、職域における健康診断、保健指導、ストレスチェックサービス等を実施する労働衛生機関の全国団体として、全国労働衛生週間準備期間中に「平成２９年度心とからだの健康推進運動」を展開し、計画の目標達成に貢献します。

２．実施期間

平成２９年９月１日から９月３０日まで

３．平成２９年度の重点

中小事業場における定期健康診断実施率、受診率の向上
健康診断実施後の保健指導、事後措置指導の推進
ストレスチェック制度の普及促進

４．運動標語

「健診を　受けて見直す生活習慣　ストレスチェックで心も健康」

５．主　催

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

５．後　援

厚生労働省
中央労働災害防止協会

６．主催者の主な実施事項

（１）定期健康診断実施率及び受診率向上、定期健康診断実施時にメンタルヘルス対策としてのストレスチェックを併せて実施する運動啓発資料を作成します。

（２）運動啓発資料は全衛連より関係機関に配布するほか、会員機関を通じて直接事業場に配布し、周知します。

（３）運動に広く関心を持ってもらうため、運動推進標語を募集します。

別添4－1

別添

平成２９年度健康増進普及月間実施要綱

１．名称

平成２９年度健康増進普及月間

２．趣旨

平均寿命の著しい伸長にみられるように、近年の国民の健康水準の向上には目覚ましいものがあるが、一方において、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴って、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加等が大きな問題となっている。

このような人口の高齢化及び疾病構造の変化を勘案すれば、疾病の早期発見や治療に留まることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を強力に推進し、壮年期死亡の減少及び認知症若しくは寝たきりにならない状態で生活できる期間である「健康寿命」の延伸を図っていくことが極めて重要となっている。

また、生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連していることから、国民の健康の保持・増進を図るためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要である。

このため、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、平成２９年９月１日から３０日までの１か月間を健康増進普及月間とし、食生活改善普及運動と連携して、種々の行事等を全国的に実施するものである。

３．実施機関

厚生労働省並びに健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、保健所設置市、特別区、市町村及び関係団体

４．実施期間

平成２９年９月１日～９月３０日

５．統一標語

１に運動　２に食事　しっかり禁煙　最後にクスリ

～健康寿命の延伸～

６．実施方法

（１）厚生労働省

厚生労働省ホームページを利用した広報等を図るほか、ポスターの作成等によ

り健康増進に関する普及啓発を図る。

（２）都道府県、保健所設置市、特別区、市町村及び関係団体

健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村及び関係団体は、関係機関等との連携を密にしつつ、それぞれの地域や職域の実情に即し、創意工夫をこらした効果的な普及啓発を図る。

〈活動内容の例示〉

ア．テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報

イ．都道府県及び市区町村の広報紙、関係機関及び関係団体等の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報

ウ．ポスター、リーフレット等による広報

エ．健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム、フォーラム及び映画会等の開催

オ．ウォーキング等の運動イベントの開催

カ．地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募及び発表

キ．住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進

ク．健康相談、食生活相談及び栄養改善指導

なお、事業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

① メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の認知度の向上

② 「健康づくりのための身体活動基準 2013」、「食事バランスガイド」、「禁煙支援マニュアル（第二版）」及び「健康づくりのための睡眠指針 2014」の積極的な活用

③ スマート・ライフ・プロジェクトとの連携

スマート・ライフ・プロジェクトについては、専用ホームページに掲載しているので参照されたい。

（ http://www.smartlife.go.jp/ ）

④ 食生活改善普及運動との連携

別添4－2

健康寿命をのばそう!
Smart Life Project

> 健康増進普及月間

健康増進普及月間

平成29年 9月1日～30日

平成29年度健康増進普及月間実施要綱はこちら

健康増進普及月間とは?

健康に対する国民一人ひとりの自覚を高めて、
健康づくりの実践を促進していくことが目的です。
平成29年度は、食生活改善普及運動と連携して、
様々な活動が全国的に実施されています。

平成29年度「健康増進普及月間」統一標語

1に運動　2に食事
しっかり禁煙　最後にクスリ
～健康寿命の延伸～

[redacted]イベント

スマートライフフェスタ

～ココロもカラダもリフレッシュ～

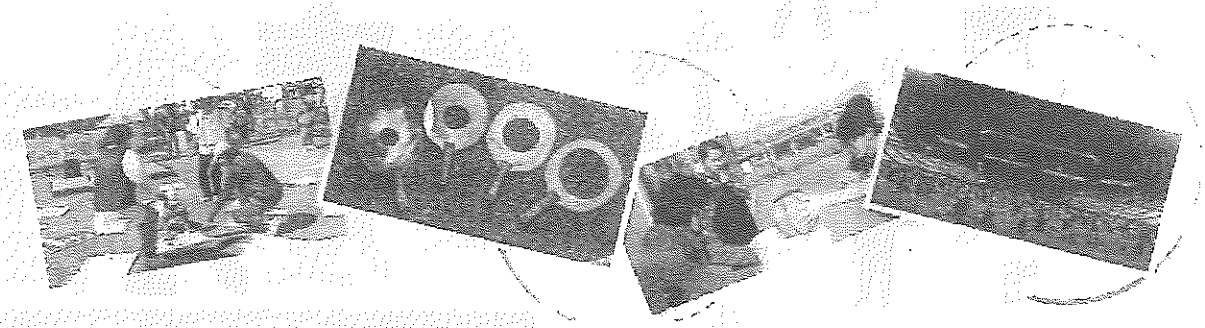

厚生労働省では、健康に対する国民の一人ひとりの自覚を高め、健康づくりを推進していくため、毎年9月を「健康増進普及月間」と定めて、全国各地で様々な活動を展開しております。

この度、「スマート・ライフ・プロジェクト」では、9月の健康増進普及月間にあたり、日ごろの運動不足解消や健康意識の向上を目的としたイベント「スマートライフフェスタ～ココロもカラダもリフレッシュ～」を開催することとなりました。イベントでは、運動神経や運動経験の有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツとしてメディアなどでも取り上げられている「ゆるスポ」の体験会や、神宮球場のグラウンドを利用したナイトヨガ体験など、心身ともにリフレッシュができる運動プログラムをご用意しております。また、会場では健康に関するブース展示なども実施する予定ですので、運動不足解消や自身の健康づくりにご関心をお持ちの方は是非この機会にご参加ください！

皆様のお越しをお待ちしております。

開催概要

［第1部］

ゆるスポ体験会

ゆるスポは「スポーツ弱者を世界からなくす」を合言葉に年齢や性別、運動神経や運動経験、障害の有無に関わらず、同じように楽しむことができる新たなスポーツ。日ごろの運動不足を解消したい方や、スポーツを始めたいけど自信が無い方でも、誰もが気軽に楽しめるスポーツをご用意しておりますので是非ご参加ください。

- ゆるスポの詳細はコチラから

時間　15：00～18：00

会場　神宮室内球技場

健康増進普及月間 - スマート・ライフ・プロジェクト

参加費　無料

定員　100名

開催内容
・ブラックホール卓球
・ベビーバスケット
・せんたくテニス
・スポーツかるた
・ブラインドサッカーシュート体験

スペシャルゲスト

元女子マラソン選手/
いきいき健康大使
有森裕子氏

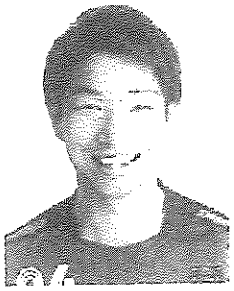

ブラインドサッカー
選手

※注意事項
・更衣室はありませんので、動きやすい服装及び靴でお越しください。

定員を超えた場合は抽選となります。

【第2部】

ナイトヨガ体験

神宮球場の敷地を利用した、ナイトヨガ体験を開催します。普段は入ることのできない、グラウンド内でのヨガ体験は都会にいながらも、自然の中でヨガをしているような開放感を味わえます。日ごろのストレス解消や運動不足解消をしたい方は是非足をお運びください！

・神宮ナイトヨガの詳細はコチラから

時間　19：30～20：30（開場 19：00）

会場　神宮球場

参加費　無料

18歳以上の方

人工芝の上でヨガを行います。
ヨガマットやビニールシート、
バスタオル等お持ちください。

ヨガインストラクター
梅澤友里香氏

※注意事項
・雨天・荒天の場合は中止となる場合がございます。
・ヒールなど人工芝を傷つける可能性のある靴の場合は、入場時に靴を脱いでください。
・更衣室はありませんので、動きやすい服装でお越しください。
・飲食はご遠慮ください。（グラウンドでの飲食は水のみ可）
・講師・イベント時間は、変更になる可能性があります。ご了承ください。

申込不要！
お気軽にお越しください！

会場アクセス

健康増進普及月間 - スマート・ライフ・プロジェクト

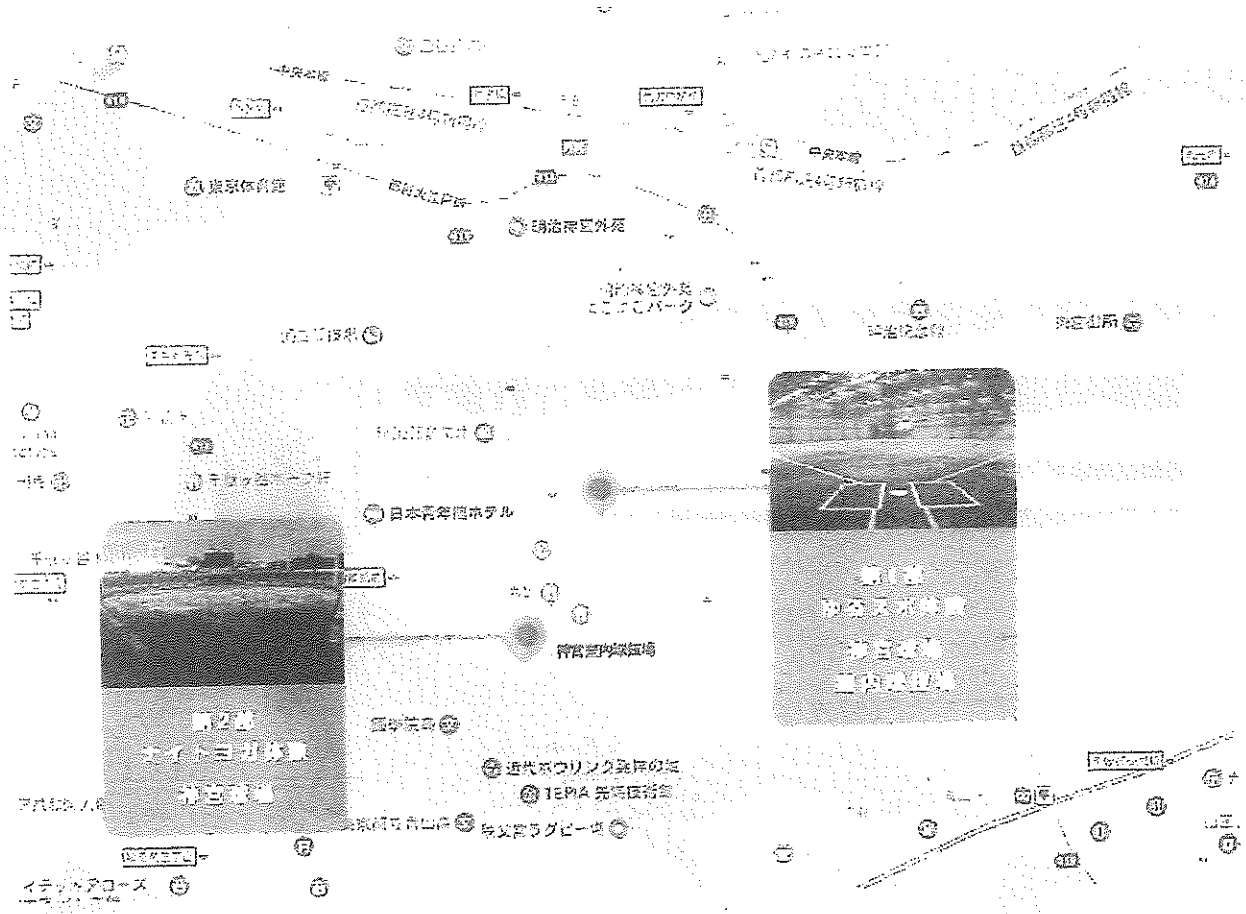

Pagetopへ

プライバシーポリシー　　このサイトについて

Copyright(c) Smart Life Project committee & Ministry of Health,Labour and Welfare. All rights reserved

別添4-3

平成29年8月16日
【照会先】
健康局 健康課
課長補佐 原渕 明（内線2346）
係 員 猪苗代 隆行（内線2871）
（電話代表）03(5253)1111

報道関係者各位

健康増進月間中央イベント「スマートライフフェスタ」の開催

厚生労働省では、健康増進普及月間（9/1～9/30）の中央イベントとして、9月16日（土）に明治神宮野球場及び室内球技場にて「スマートライフフェスタ」を開催します。

東京のど真ん中で、緩やかに体を動かすイベント「スマートライフフェスタ」により、普段は入れない明治神宮野球場の芝の上で心地よい風を感じながら行う「ナイトヨガ」や年齢や性別、運動経験や障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ「ゆるスポ」、さらに、パラリンピックの正式種目である「ブラインドサッカー」の体験を行うことで、国民の健康行動変容へのきっかけとしていきます。

報道・広報
- 大臣記者会見
- 報道発表資料
- 行事・会議の予定
- 広報・出版
- 国民参加の場

情報配信サービス メルマガ登録

厚生労働省携帯サイト
- 携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

＜イベント概要＞
■名 称：健康増進普及月間中央イベント「スマートライフフェスタ」
■主 催：厚生労働省
■日 時：平成29年9月16日（土）
＜第一部＞「ゆるスポ」体験会 15:00～18:00（開場 14:30）
＜第二部＞「ナイトヨガ」体験会　19:30～20:30（開場 19:00）
■会　場：＜第一部＞ 明治神宮野球場 室内球技場（東京都新宿区霞ヶ丘）
＜第二部＞ 明治神宮野球場 グラウンド（東京都新宿区霞ヶ丘）
■ゲスト：有森 裕子氏（いきいき健康大使/元女子マラソン選手）※第1部、第2部
加藤 健人氏（ブラインドサッカー選手）※第1部のみ
梅澤 友恵香氏（ヨガインストラクター）※第2部のみ
■参加者数：＜第一部＞ 定員100名※要事前申込
＜第二部＞ 1,500人規模を想定※申込不要。ただし、定員を超える場合は、入場をお断りする場合があります。
■参加料：無料
■参加資格：＜第一部＞ 制限なし　＜第二部＞ 18歳以上で健康な男女。経験不問。
■持ち物：＜第一部＞ 運動しやすい靴（ヒール不可）
＜第二部＞ ヨガマットやレジャーシート、バスタオル等の敷物

第一部に参加希望の方は、以下のURLからお申し込みください。
http://www.smartlife.go.jp/restorative

厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright c Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.